

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月9日
【会社名】	株式会社リアルビジョン
【英訳名】	RealVision Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池畑 勝治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
【電話番号】	(045) 473-7331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 齊藤 順市
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
【電話番号】	(045) 473-7331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 齊藤 順市
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 229,740,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	10,940株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は、単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成25年12月9日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	10,940株	229,740,000	114,870,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	10,940株	229,740,000	114,870,000

(注) 1. 第三者割当の方法により割当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は114,870,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
21,000	10,500	1株	平成25年12月25日(水)	-	平成25年12月25日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、す。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リアルビジョン 管理部	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸1-11-20

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
229,740,000	15,900,000	213,840,000

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2．発行にかかる諸費用15,900,000円の内訳は、ファイナンシャル・アドバイザー費用11,500,000円、弁護士費用2,000,000円、反社会的勢力との関連性調査費用1,000,000円、登記費用900,000円、その他費用500,000円であります。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用は、株式会社ADCC-FAS（東京都品川区上大崎2-15-19 代表取締役 星野智之）に対するものであり、新株式発行による調達額の5%相当額となっております。

（2）【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（千円）	支出予定時期
株式会社上武の株式取得対価	200,000	平成25年12月
運転資金	13,840	平成25年12月～平成27年12月

株式会社上武の株式取得対価

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医用及び航空管制等の特定用途向けの産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

このように収益の改善への取り組みが急務とされる状況下、当社は、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図るため、参入障壁の高いビジネス基盤と人材派遣事業を中心に安定した収益基盤を有する株式会社上武（以下「上武」という。）の全株式を取得し連結子会社化することといたしました。

上武の前身会社である株式会社ヒロコーポレーション（平成24年11月1日付けで株式会社上武より商号変更、以下「旧上武」という。）は、昭和53年に日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社、NTT）の出身者により、法人向けの電話設備のPBX（構内交換機）の販売・工事を目的として設立され、その後、主要顧客であるNTTグループに対してシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業及びデータ消去並びにそれらに付随するOA機器やパソコンの販売事業を中心とするITシステムの開発会社として業容を拡大してまいりました。

しかしながら、これら中核事業以外の事業領域の拡大を目指し、LED事業、水事業、防弾商材販売事業等の新規事業を急激に拡大したため、多額の投資とそれに伴う多額の借入れが資金繰りの悪化を招き、これにより平成24年3月30日に民事再生手続開始の申立を行い、平成24年4月9日に民事再生手続開始の決定を受けました。

その後、平成24年5月25日付けで株式会社シスウェブホールディングス（以下「シスウェブHD」という。）との間で、シスウェブHDが事業再生を目的した支援スポンサー企業となる基本合意契約を締結し、シスウェブHDが設立した株式会社上武支援準備会社（以下「上武支援準備会社」という。）と平成24年7月26日付けで事業譲渡契約を締結しました。

そして、平成24年11月1日付けで上武支援準備会社は、旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する事業譲受を完了し、株式会社上武支援準備会社は株式会社上武に商号変更をしました。

上武は、前述のように主要顧客であるNTTグループを中心にシステムエンジニアリングに関する人材派遣事業、データ消去並びにそれらに付随するOA機器やパソコンの販売事業及びシステム開発事業を営み、長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤と人材派遣事業を中心とした安定した収益基盤を有しております。事業の構成比率は、現在、人材派遣事業（80%）、エコ・ロジ事業（15%）、システム開発事

業(5%)で推移しております。なお、のシステム開発事業につきましては、営業体制の不備等により、後述の当社子会社である株式会社ソーシステム(以下、「ソー社」という。)の協力を受け、適正な事業運営により全体売上に貢献できるシステム開発体制の構築を行っております。

当社は、平成24年11月にシスウェブHDより、組込ソリューション事業を営むソー社の全株式を取得し子会社化いたしました。ソー社は、様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有し、プリンタ、通信機器等の組込システム、各種業務システム等の受託開発、ポータルWEBサイト構築、サーバ/クライアントシステムの制御ソフトの開発、環境構築及び運用保守等の事業を展開しております。

システムエンジニアリングとシステム開発の分野において上武とソー社は長年にわたり様々な業務システムの開発実績があり、ソフトウェア開発におけるその技術力は高く、両社が協調し顧客の高いニーズにきめ細かく対応することで、より多くの顧客の獲得が可能になり、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、具体的かつ現実的な状況として、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業、運用ドライバソフト販売において、既に取りがある主要顧客より新たなシステム開発及び、一部システム改良の相談等を受ける事がありますが、現在進行中の開発プロダクトへの人材配置で既に人員不足であり、新規プロダクトへの人材投入の問題があります。特に航空管制のプロダクトは、機密性が高く外部への委託に制限があることから、受注に対する機会損失が起きている現実があります。そのような状況化で新たなソリューションの提供と提案を安定的に行うためには、早期に開発環境の構築が必要であります。そこで、開発に関する人員確保が急務であり検討した結果、まず、自社で開発人材を直接雇用した場合の問題点としまして、次のようなことが予測されます。開発案件またはプロダクトにより期間、工数、開発場所が異なるため、閑散期における余剰人員の発生による固定費の増加が懸念されます。次に、受注後外部委託による方法も検討しましたが、上述のとおり開発期間、規模、機密性、工数等により都度外部委託する事は、予定外の問題が発生した時の対応、費用負担等の問題が多く、また、外部委託に制限のあるプロダクトもあることから現実的ではないと判断しました。結果として、上武を連結子会社化することで、同社のシステム開発事業部門の活用ができ、機密性の高い案件もソー社を含む子会社との協業であれば契約における制限も受けることなく受注でき、当社とソー社及び上武が連携することで、新たな開発体制の下での製品開発及び受託案件への対応が可能になると共に、上武の有する参入障壁の高いビジネス基盤と人材派遣事業を中心とした安定した収益基盤をグループとして活用することにより、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されることから、当社はシスウェブHDの100%子会社で同社グループにおいてシステム開発事業及び人材派遣事業を担う上武の全株式を取得し連結子会社化することといたしました。

当該株式の取得価額の検討に際しては、当社は、その公正性及び妥当性を確保するため、シスウェブHDから紹介を受けた第三者算定機関である株式会社東朋FA(東京都文京区湯島1-12-5 代表取締役 増田昌徳 以下「東朋FA」という。)に算定を依頼し、DCF方式にて株式価値281,764千円~338,657千円との算定結果を加味し、さらに、算定の基礎となった事業計画に大幅な変更がないことを確認したうえで、当社とシスウェブHDが協議し、取得価額を300,000千円に決定いたしました。

なお、平成24年11月1日付けでシスウェブHDの子会社である上武支援準備会社は、旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を85,345千円で譲受しております。当社はシスウェブHDより上武支援準備会社が旧上武の事業を譲受した際に第三者算定機関が行った株式価値算定書の写しの提示を受け、その結果を検討いたしました。当社は当該事業譲受金額85,345千円がNTTグループ等の主要顧客が取引を停止し、また従業員が退職するなどの悪影響が生じる現実的な可能性が存在することを前提とする民事再生申請後間もない特殊環境下での株式価値算定による金額であると株式価値算定書の内容から判断いたしました。また、当社は上武代表取締役である渋谷悟史氏との面談も行っており、中期計画の確認と今後の事業展開につきヒアリングを実施しております。上武より提出された中期計画につき、その実現性と妥当性、取引先との関係性を客観的かつ慎重に検討いたしました。当該中期計画は、民事再生申請後間もない事業価値算定結果の前提となった事業計画(平成25年4月期:売上高 770,449千円、営業利益 24,020千円)と比較し、民事再生申請前と比べ売上高は若干減少しているものの、売上高の約80%を占める人材派遣事業を中心に堅調に推移していること、今上期実績についても売上実績294,000千円、達成率105%と予算に対し14,000千円の増収、営業利益600千円が確認され、通期営業利益についても、38,000千円の計上が見込まれていることから、当該中期計画は、平成26年3月期以降黒字化が見込め、特殊環境下からの脱却により、平成26年3月期以降、大幅な増収増益が計画されております(平成26年3月期:売上高 717,212千円、営業利益 36,449千円 平成27年3月期:売上高 713,955千円、営業利益 42,871千円 平成28年3月期:売上高 736,384千円、営業利益 56,400千円)。当社は上記状況を踏まえ、上武より提出された中期計画は達成可能であると判断いたしました。

上記のとおり、平成24年11月1日付にて、シスウェブHD社の子会社である上武支援準備会社が旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を100,000千

円で譲受けした際の前提となった事業計画と、特殊環境下を脱却した現在の中期計画との間には、数値上大きな差異があり、その結果、平成24年11月1日付にてシスウェーブHDの子会社である上武支援準備会社が事業譲受を行った際の事業譲受金額85,345千円と今回の取得価額300,000千円との間に差異が発生していると判断しております。また、昨年の民事再生以降も主要取引先であるNTTグループと取引があることも確認しており、昭和53年の創業以来長年培ってきたNTTグループに対する実績と信用が民事再生後も変わらず継続していることは、数値化できない定性面の評価として極めて重要な意味を持つものと判断いたしました。以上により、当社は、上述の東朋FAによる上武株式価値算定も含め、総合的に勘案した結果、取得価額である300,000千円は妥当であると判断いたしました。

上記の株式取得対価として、本資金調達による資金200,000千円及び当社からシスウェーブHDに対する貸付金の一部100,000千円を相殺することにより充当する予定であります。

当社は、平成25年4月8日及び平成25年4月10日に関係会社であるシスウェーブHDに対し、353,000千円(内訳金銭消費貸借契約書締結日:平成25年4月8日 返済期日:平成26年4月8日 金額:310,000千円 利率:1.15%及び金銭消費貸借契約書締結日:平成25年4月10日 返済期日:平成26年4月10日 金額:43,000千円 利率:1.15%)の貸付を行っており、平成25年11月末現在の当該貸付金の残高は、333,000千円であります。

当該貸付金については、平成25年3月中旬にシスウェーブHDより、同社は新規事業の展開に伴う多額の資金需要があり手元資金が不足している状況にあることで、間接金融での資金調達による金利負担の増加を回避することを目的として、資金の貸付の要請が関係会社である当社にありました。

当社は、シスウェーブHDからの資金貸付の要請について検討を行った結果、平成25年3月中旬当時、当時の当社事業計画において、大規模な資金投下を要する自社による新規の製品開発をする計画はなく、当座預金で管理していた現預金約450,000千円のうち353,000千円を関係会社に貸付けることで年間約4,000千円の利息収益が見込め、資金の有効活用が図られること、貸付先が当社の関係会社であり、平成25年3月の貸付当時シスウェーブHDは大阪証券取引所(現東京証券取引所)JASDAQ市場に上場しており、債権の保全性も高いと判断したことから、シスウェーブHDに対する資金貸付は有効であると判断し、シスウェーブHDからの要請を応諾いたしました。

これを受け、当社は、平成25年3月29日開催の当社取締役会において、平成25年3月29日時点における現預金451,479千円のうち353,000千円をシスウェーブHDに対し貸し付けることを決議し、同日シスウェーブHDとの間で353,000千円に係る金銭消費貸借契約を締結いたしました。しかし、その後、当該決議の審議にシスウェーブHDの代表取締役を兼務し当社の特別利害関係人に該当する宮嶋取締役が参加していたことから、当社顧問弁護士より取締役会決議の有効性に疑義があるとの指摘があり、一旦シスウェーブHDより貸付金額全額の返済を受け、その後平成25年4月8日及び同10日にそれぞれ金銭消費貸借契約をシスウェーブHDとの間で改めて締結し、353,000千円の貸付を再度行いました。

なお、平成26年4月に期日を迎える当該貸付の全額の返済については、金銭消費貸借契約締結時点だけでなくその後もシスウェーブHDに対して経営会議等により定期的な連絡を行い、契約書通り弁済を履行される旨を当社代表取締役よりシスウェーブHDの代表取締役に口頭にて確認をしております。

当社は、前述の上武株式の取得にあたって、当該取得資金300,000千円の全額をシスウェーブHDに対する貸付金で充当相殺することを検討し、シスウェーブHDに対し上武株式取得資金と当該貸付金の相殺が可能かどうか交渉をいたしました。しかし、シスウェーブより金銭消費貸借契約書にて付与している返済期日までの期限の利益が存在するとの理由で全額の相殺は応じられないとの回答を得ました。

しかし、逆にシスウェーブHDより上武株式取得資金300,000千円に当該貸付金のうち100,000千円を相殺充当することは可能である旨の提示を受け、当社として当該提示を検討した結果、当社において、後述のとおり、上武株式全株式の取得のための手元流動性資金が明らかに不足しており、それに向けた新たな資金調達を検討せざるを得ない状況にあるなかで、100,000千円の貸付金の相殺充当は当該資金調達額の軽減に繋がることから、シスウェーブHDからの提示を応諾し、シスウェーブHDに対する貸付金100,000千円を上武株式取得資金300,000千円の一部に充当することといたしました。

運転資金

当社の平成25年9月末時点の現預金残高は26,358千円、また、シスウェーブHDに対する関係会社短期貸付金残高は353,000千円であります。当該関係会社短期貸付金については、平成25年11月末までに20,000千円が返済され、また、前述のとおり100,000千円を上武の株式取得対価に充当する予定であります。

当社は、当期(平成26年3月期)末までの人件費として月額7,000千円、毎月の恒常的な経費(事務所家賃、顧問弁護士、会計士等への顧問報酬、証券代行機関等への支払)として月額5,000千円から6,000千円、さらに、受託開発案件が当期の売上に占める割合が高く、前述のように当社の開発人員の不足により、受託開発案件対応のためにソーサ社等への外注費が毎月3,000千円から5,000千円、これらの合計支払額として毎月15,000千円から18,000千円を見込んでおります。また、当社は受託開発案件の売上高の比重が高く、相手先の予算消化との関連等により売上高の計上が期末に偏る傾向があり、売掛金の入金が増加することから、当期末の現預金残高は23,000千円を見込んでおり

ます。(本資金調達による収入213,840千円及び上武株式取得による支出300,000千円を含んでおります。なお、上武株式取得後、同社への貸付の予定はございません。)

現在、粗利益率の高い医用画像表示ソフトウェア製品のバンドル販売による量産化に向けた営業活動を進めておりますが、当該量産化の開始が早くとも来期下期以降となる見込みであり、上述の固定的な費用の発生及び当社とソアー社及び上武の連携による新たな開発体制の下での製品開発に伴う費用の発生も見込まれることから、引き続き、手元流動性資金の流失は避けられない状況であります。

今後も業務効率の改善等によりコスト削減を図ってまいります。来期以降も業績の急激な回復は難しい状況にあり、手元流動性資金の減少は今後の安定した事業運営及び上武を含めた新たな事業展開と業容の拡大に支障を及ぼす恐れがあることから、平成26年4月に返済される前述のシスウェーブHDへの貸付金の残高200,000千円(平成25年11月末現在の貸付金の残高333,000千円から、上武株式取得の際に相殺により充当した100,000千円及び平成25年12月27日に期限前返済の予定の33,000千円を差引いた残高。)と共に、本資金調達により調達する資金213,840千円のうち、前述の上武の株式取得対価に充当した残額13,840千円及び同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株予約権の行使に応じて調達する資金66,029千円を平成25年12月～平成27年12月における人件費、外注費等の運転資金に充当する予定であります。なお、別件新株予約権が当期において全て行使された場合の当期末の現預金残高は約89,000千円となり、来期における当面の運転資金は確保され、ソアー社及び上武の連携による新たな開発体制の下での製品開発への資金投入も可能となり、早期に新たな事業展開を進められるものと考えております。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

連結子会社化する株式会社上武と株式取得の相手先である株式会社シスウェーブホールディングスの概要は以下の通りです。

株式会社上武の概要

(平成25年12月9日現在)

名称	株式会社上武		
所在地	東京都千代田区二番町4-3 二番町カシュービル		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渋江 悟史		
事業内容	業務アプリケーションシステム構築・顧客データベースシステム構築、人材派遣事業、パソコンデータ消去・リサイクル事業、人材派遣事業、各種業務支援事業		
資本金	4,250万円		
設立年月日	2012年(平成24年)7月2日 平成24年11月1日付けで、株式会社ヒロコーポレーション(平成24年11月1日付けで株式会社上武より商号変更)より事業譲受けが完了したことにより、株式会社上武支援準備会社より株式会社上武に商号変更しております。		
大株主及び持株比率	株式会社シスウェーブホールディングス 100%		
上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	当社の取締役1名(池畑勝治)及び監査役1名(益田康雄)が当該会社の役員を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:千円)			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
純資産	-	-	72,464
総資産	-	-	173,251
1株当たり純資産(円)	-	-	42,625円98銭
売上高	-	-	258,825
営業利益	-	-	8,613
経常利益	-	-	9,133
当期純利益	-	-	12,512
1株当たり当期純利益(円)	-	-	7,360円31銭
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注) 事業譲受日が平成24年11月1日のため、平成23年3月期及び平成24年3月期については記載しておりません。また、平成25年3月期の経営成績は、事業譲受日後の平成24年11月1日～平成25年3月31日の数値であります。

株式会社シスウェーブホールディングスの概要

（平成25年12月9日現在）

名称	株式会社シスウェーブホールディングス	
所在地	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮嶋 淳	
事業内容	テストソリューション事業、システム開発事業、人材派遣事業	
資本金	13億3,727万円（平成25年9月30日現在）	
設立年月日	1970年（昭和45年）12月4日	
連結純資産	20億2,832万円（平成25年9月30日現在）	
連結総資産	26億9,056万円（平成25年9月30日現在）	
大株主及び持株比率	MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS 11.86%、日本証券金融（株）4.44%、村上 貴子 3.86%、沼田 英也 3.03%、鈴木 博 2.09%、佐藤 満 1.98%、鈴木 宗宏 1.95%、合同会社コーキーズマネジメント 1.79%、岡部 怜仁 1.68%、丸谷商事（株） 1.64%（平成25年9月30日現在）	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当該会社は当社の株式を15,820株（持分比率32.16%）を直接保有する筆頭株主であります。
	人的関係	当社の取締役2名（池畑勝治、宮嶋淳）及び監査役2名（益田康雄、鼓昭雄）が当該会社の役員を兼務しております。
	取引関係	当社と当該会社との間には、当社を貸主、当該会社を借主とする金銭消費貸借契約を締結（内訳 金銭消費貸借契約書締結日：平成25年4月8日 返済期日：平成26年4月8日 金額：310,000千円 利率：1.15%及び金銭消費貸借契約書締結日：平成25年4月10日 返済期日：平成26年4月10日 金額：43,000千円 利率：1.15%）しております。なお、平成25年11月末時点での当該貸付金の残高は、333,000千円であります。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であるため、関連当事者に該当いたします。

（注） 当該会社は、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q市場（スタンダード）に上場しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年12月9日の取締役会において本株式の第三者割当と並行して以下の概要の当社新株予約権の第三者割当増資を実施することを予定しています。

(1) 新株予約権の総数	3,330個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式3,330株
(3) 発行価額	899,100円(新株予約権1個当たり270円)
(4) 割当日	平成25年12月25日
(5) 払込期日	平成25年12月25日
(6) 新株予約権の行使に際して払込む金額の価額	70,829,100円
(7) 権利行使期間	平成25年12月25日から平成27年12月24日
(8) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額と(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)する。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする
(9) 割当予定先及び割当方法	第三者割当の方法による N.D.C INVESTMENT PTE. LTD. 3,330個

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社インター
	本店の所在地	東京都中央区日本橋人形町一丁目5番5号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 大貫 日出子
	資本金	1,000万円
	事業の内容	資産運用及び管理に関するコンサルティング業務、コンピュータのソフトウェアの開発・販売及び受託等
	主たる出資者及びその出資比率	大貫 憲一(50.5%)、大貫 聡一郎(49.5%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当該割当予定先の借入先の佐藤満氏は当社の株式を直接保有する筆頭株主(持分比率32.16%)であるシステムウェブHDの株式を1.98%保有しております。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	TYインキュベーション合同会社
	本店の所在地	東京都港区六本木四丁目2番45号
	代表者の役職及び氏名	代表社員 吉岡 豊司
	資本金	1万円
	事業の内容	投資業及び株式の売買・保有、金融・経営・投資・資産運用に関するコンサルティング業務等
	主たる出資者及びその出資比率	吉岡 豊司(100.0%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社フードアドレス
	本店の所在地	東京都目黒区中目黒三丁目6番5号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 室崎 憲昭
	資本金	2,000万円
	事業の内容	システム・ソフトウェア開発及び販売、データセンター・クラウドサービスの運用
	主たる出資者及びその出資比率	室崎 憲昭(100.0%)
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	清水 和彦		
	住所	愛媛県松山市		
	職業の内容	勤務先の名称	ティー・エム・ワイテクノ株式会社	
		所在地	愛媛県松山市堀江町甲863番地8	
		役職	取締役	
		事業の概要	環境公害対策に関するコンサルティング業務等	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定先の概要	名称	N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.
	本店の所在地	24 Raffles Place, #25-04, Clifford Centre SINGAPORE
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 黒澤 明宏
	資本金	228万4,365シンガポールドル
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	橘 祐司(82.8%)、松原 浩(11.9%)、朝日生命保険相互会社(3.9%)、S M B C日興証券株式会社(1.4%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当該割当予定先の100%子会社であるGreenfiels Holdings Limited(カストディアン MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS)は、当社の株式を直接保有する筆頭株主(持分比率32.16%)であるシスウェーブHDの株式を11.86%保有しております。また、当該割当予定先の主たる出資者である橘祐司氏はシスウェーブHDの株式を1.50%保有する株式会社N & Mマネジメントの代表者であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

本届出書は、新株募集に関するものですが、本項目につきましては、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株予約権募集を含め記述しております。

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医用及び航空管制等の特定用途向けの産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、平成24年11月に連結子会社化したソアー社による組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

割当予定先の選定にあたっては、前述の当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金用途について十分ご理解いただき、当該資金調達に賛同いただける機関投資家からの資金調達を中心に検討いたしました。

その中で、当社顧問弁護士である二重橋法律事務所 川村一博弁護士に経営相談を行っていた際に、割当予定先についても、相談を行っていたところ、本年10月、財務アドバイザーとして、株式会社ADCC-FASの紹介を受けました。

その結果、株式会社ADCC-FASより、割当候補先として投資先4社(N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社及び株式会社フードアドレス)及び1名(清水和彦氏)の紹介を頂き、並びに、同社が反社会的勢力等とのつながりないことを前提として、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結致しました。

そして、当社は、上記候補先と最終的な面談ならびに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、当該資金調達に賛同いただいた上記候補先を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

なお、新株予約権の割当予定先としてN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.を選定いたしましたのは、同社の全額新株による引受は難しいとしながらも、随時行使することができる新株予約権の割合を高くした引受であれば、引受けが可能であるという割当予定先の意向を踏まえ、当社としても新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施さ

れ、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによります。

d. 割り当てようとする株式の数

割当先	割当株式(普通株式)数	調達予定額
株式会社インター	2,380株	49,980,000円
TYインキュベーション合同会社	2,380株	49,980,000円
株式会社フードアドレス	2,380株	49,980,000円
清水 和彦	2,380株	49,980,000円
N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.	1,420株	29,820,000円
合計	10,940株	229,740,000円

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレスの各社の代表取締役及び清水和彦氏と個別に面談を行いました。面談において当社の経営方針と、今後の医用グラフィックス事業、アミューズメント関連事業、航空管制プロダクト事業等の事業展開につきご説明申し上げました。特に高齢化が進む現代におきまして、医療費負担も年々増加する中で当社医用グラフィック事業につきましては、納品運用先が国立がん研究センター、国立大学病院をはじめ、地域医療の現場まで幅広く納品実績があり、当社製品を通じて医療業界への直接参入としての社会貢献度も高いこと、さらには、併行して展開する航空管制プロダクトにつきましても、当社製品が最終的に国土交通省で運用がなされていることも非常に高い評価をいただきました。さらに当社が展開します医用プロダクト、航空管制プロダクト共にどちらも人命にかかわる現場での運用であり、品質における内容と精度は極めて高度なものを要求されている中で、当社は継続して製品提供を行い採用され続けている実績があります。上述の説明を面談時に行い、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレス及び清水和彦氏からご理解とご賛同を得られました。よって、今回の本第三者割当による新株式発行により取得した当社株式につきましては、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレス及び清水和彦氏、その全てが中長期の保有方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを口頭にて確認しております。また、新株予約権の割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.より、新株予約権の権利行使の方針は、基本的には、株価が権利行使価額を上回っている状況において、随時権利行使を行い、また、新株予約権行使により取得した当社株式については新株式の発行により取得した当社株式と同様に中長期の保有方針である旨の説明を口頭にて受けております。

なお、当社は、各割当予定先との間において、割当新株式について、払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金25,000千円及び借入金25,000千円(借入先:佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日:平成25年12月5日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として25,000千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。)であり、預金通帳にて確認した自己資金としての25,000千円につきましては、現預金として5,000千円、有価証券売却による資金としまして20,000千円と聞き及んでおり、現金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しております。尚、有価証券売却に関する証憑類に関しましては、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額50,000千円に要する資金の全額を石田智子氏(東京都港区北青山3丁目、歯科医)より借入れ(借入日:平成25年12月3日 貸付経緯:吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため)であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金として15,000千円及び代表取締役 室崎憲昭氏の実父(東京都世田谷区玉川、無職)からの借入金として35,000千円(貸付経緯:親子間による資金援助)であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の

確認を行いました。払込金額としまして銀行口座から出金した20,000千円、手元保管金として30,000千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の裏付資料の確認はできておりません。なお、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.については、本第三者割当増資に係る払込みのうち、新株式の払込み及び新株予約権への払込みに十分な現預金を保有していることについて、預金残高を銀行の残高証明及び預金通帳の写しにより確認し、また、新株予約権行使による払込みに必要な資金69,930千円について、全額については確認できなかったものの、その一部50,000千円は預金残高を銀行の残高証明及び預金通帳の写しにより確認し、また、同社の過去及び直近の入出金の確認から常に銀行口座に余裕資金があること、さらに同社はシンガポールにおける法律に基づいて適法適正な営業活動を行っている実績もあり、新株予約権は随時行使する予定のため、現在有する現預金と今後の同社の事業により取得した資金で十分に充当できるものと判断しております。

なお、現時点で証憑類が確認できていないもの等につきましては、今後速やかに確認をする予定であり、万が一当社の認識と異なる事実が判明しましたら、直ちに公表します。

g. 割当予定先の実態

各割当予定先並びにファイナンシャル・アドバイザー会社である株式会社ADCC-FASにつきましては、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都千代田区九段南4-6-1-507 代表取締役 羽田寿次)に依頼して調査を行い、割当予定先及びその関係企業、役員、関係人物等が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

当社は本資金調達の前割当予定先の選定にあたり、平成25年10月15日に財務アドバイザーとして、株式会社ADCC-FASとファイナンシャル・アドバイザー契約を締結し、平成25年10月31日にN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.及び清水和彦氏、平成25年11月5日に株式会社インター、平成25年11月8日にTYインキュベーション合同会社及び株式会社フードアドレスの紹介を受け、本資金調達の交渉を行ってまいりました。

当該交渉において、平成25年8月から10月にかけて当社の株価が19,000~23,000円前後で推移していたこと、同年10月の1ヶ月間の終値の平均値は21,242円、同年8月~10月の3ヶ月間の終値の平均値は20,589円であったことから、本新株式の発行価額について21,000円を前提に各割当予定先と協議してまいりました。

その後も、当社は平成25年11月1日に第2四半期決算を公表し、公表後に形成された平成25年11月における当社の株価は20,500~22,000円前後で推移し、同年11月の1ヶ月間の終値の平均値は21,375円であったことから、引き続き、本新株式の発行価額については21,000円を前提としておりましたが、当社の株価が適時開示等その他のリリースの公表がない中で、取締役会決議日の直前営業日の属する週(同年12月2日から取締役会決議日の直前営業日12月6日)までの間に8.51%上昇し、売買高については、取締役会決議日の直前営業日の属する週の前週(同年11月25日から11月29日)の1営業日あたりの平均売買高145株及び取締役会決議日の属する月の前月(同年11月)の1営業日あたりの平均売買高143株に対し、取締役会決議日の直前営業日の属する週(同年12月2日から取締役会決議日の直前営業日12月6日)の1営業日あたりの平均売買高は1,283株と急激に増加いたしました。

しかしながら、本新株式の発行価額について21,000円で協議を重ねてきた割当予定先との間で、その11.10%割増しの株価である取締役会決議日の直前営業日(平成25年12月6日)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値である23,330円の発行価額で了解をいただくことは、難しい状況であります。

発行価額の交渉により了解を得られない場合は、本資金調達の時点で資金調達を行うことが不可能となり、その結果、前述の上武の株式を取得し連結子会社化することについても延期もしくは中止されることになり、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図る施策の実行ができず、当社の企業価値及び株主価値にも影響を与えるおそれがあります。

本新株式の発行価額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月6日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値23,330円を基準に、これに対して9.99%のディスカウントを加えた21,000円といたしました。

当該発行価額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日(平成25年12月6日)の終値23,330円に対するディスカウント率は9.99%、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値21,809円に対するディスカウント率は3.71%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均値21,464円に対するディスカウント率は2.16%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均値20,400円に対するプレミアム率は2.94%となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用いたしましたのは、第2四半期決算や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、直近の市場価格として、当社の現状の企業価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

また、当社監査役会3名全員(社外監査役2名)から、本新株式の発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な値である本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を基準として決定し、且つ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本届出書は、株式募集に関するものですが、本項目につきましては、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株予約権証券募集を含めて記述しておりますので、本日(平成25年12月9日)付で提出いたしました別件新株予約権証券募集に関する有価証券届出書をご参照下さい。

本新株式の発行による株式数10,940株及び〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株予約権の目的である株式の3,330株を合わせた14,270株に対する議決権数は14,270個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数49,187株の29.01%、総議決権数は49,186個の29.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

今般、連結子会社化するシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業等を営み長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤を持つ上武と平成24年11月に連結子会社化した様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有するソー社は、システムエンジニアリングとシステム開発の分野において長年にわたり様々な業務システムの開発実績があり、ソフトウェア開発におけるその技術力は高く、両社が協調し顧客の高いニーズにきめ細かく対応することで、より多くの顧客の獲得が可能になり、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても当社の得意とするグラフィックス技術と両社の高い技術力を融合し、新たな開発体制の下での製品開発及び受託案件への対応が可能となることから、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上の理由により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されます。また、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、前述の資金使途を前提とした本件第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。なお、後述の6〔大規模な第三者割当の必要性〕、(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程に記載のとおり、希薄化率が25%以上になることから、今回の資金調達のこの判断については、アップル法律事務所(東京都千代田区神田須田町2丁目6番2号 諸永芳春弁護士)の本第三者割当による資金調達には必要性及び相当性が認められる旨の意見書を取得し参考としております。

また、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模につきましては、当社監査役会3名全員(社外監査役2名)にも意見を確認しており、当社が上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できることから必要性及び相当性が認められ、よって、合理的である旨の意見を得ております。

(注) 当社グループは、当社(株式会社リアルビジョン)、連結子会社1社(株式会社ソーシステム)及び非連結子会社1社(株式会社リアルビジョン北九州)で構成されております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数10,940株及び別件新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る割当議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社シスウェーブ ホールディングス	神奈川県川崎市中原区小杉 町1丁目403番地	15,820	32.16%	15,820	26.31%
株式会社インター	東京都中央区日本橋人形町 一丁目5番5号	-	-	2,380	3.96%
TYインキュベーション 合同会社	東京都港区六本木四丁目2 番45号	-	-	2,380	3.96%
株式会社フードアドレス	東京都目黒区中目黒三丁目 6番5号	-	-	2,380	3.96%
清水 和彦	愛媛県松山市	-	-	2,380	3.96%
N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.	24 Raffles Place, #25- 04, Clifford Centre SINGAPORE	-	-	1,420	2.36%
最上 剛	宮城県仙台市泉区	1,032	2.10%	1,032	1.72%
飯塚 仁志	東京都板橋区	777	1.58%	777	1.29%
藤田 浩介	静岡県浜松市東区	715	1.45%	715	1.19%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	655	1.33%	655	1.09%
計	-	18,999	38.63%	29,939	49.79%

(2) 新株割当後に新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社シスウェーブ ホールディングス	神奈川県川崎市中原区小杉 町1丁目403番地	15,820	32.16%	15,820	24.93%
N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.	24 Raffles Place, #25- 04, Clifford Centre SINGAPORE	-	-	4,750	7.49%
株式会社インター	東京都中央区日本橋人形町 一丁目5番5号	-	-	2,380	3.75%
TYインキュベーション 合同会社	東京都港区六本木四丁目2 番45号	-	-	2,380	3.75%
株式会社フードアドレス	東京都目黒区中目黒三丁目 6番5号	-	-	2,380	3.75%
清水 和彦	愛媛県松山市	-	-	2,380	3.75%
最上 剛	宮城県仙台市泉区	1,032	2.10%	1,032	1.63%
飯塚 仁志	東京都板橋区	777	1.58%	777	1.22%
藤田 浩介	静岡県浜松市東区	715	1.45%	715	1.13%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	655	1.33%	655	1.03%
計	-	18,999	38.63%	33,269	52.43%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2. 本有価証券届出書提出日現在(平成25年12月9日)の発行済株式総数は49,187株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

4. 平成25年12月9日に提出いたしました有価証券届出書のとおり、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.に対し新株予約権を割当てることを平成25年12月9日開催の取締役会において決議いたしました。今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に上記のとおりとなります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当増資による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本届出書は、株式募集に関するものですが、本項目につきましては、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株予約権証券募集を含めて記述しております。

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医療機器、航空管制等の産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

今般、連結子会社化するシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業等を営み長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤を持つ上武と平成24年11月連結子会社化した様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有するソア社は、システムエンジニアリングとシステム開発の分野において技術的親和性及びシナジー効果は高く、高い技術力とビジネス基盤を有する両社の協業により、上武の主要顧客であるNTTグループをはじめとした顧客ニーズへの対応を向上させ、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても両社の高い技術力とビジネス基盤を活用することにより、医用画像システムのネットワーク化等の顧客ニーズへの対応を実現し、新たな事業展開を行い、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上の理由により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されます。また、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本資金使途を前提とした第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達につきましては合理性があるものと判断しております。

なお、当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。銀行等の融資による間接金融での資金調達は、当社は担保となる資産等を有していないこと及び当社の業績・財務状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務体質の健全性の観点から今回とりうる手段ではないものと判断いたしました。直接金融による資金調達について、公募増資は、現状の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、現実的でなく、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不適であると判断いたしました。上記検討を踏まえ、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達が、最適な選択肢であると考えております。また、新株予約権の発行による資金調達の併用を選択いたしましたのは、新株予約権の割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.の全額新株式による引受は難しいとしながらも、随時権利行使することができる新株予約権の割合を高くした引受であれば、引受けが可能であるという割当予定先の意向を踏まえ、当社としても新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによります。なお、新株予約権の行使が進まない場合、更なる手元流動性資金の減少を招くこととなりますが、当社の資金状況に応じたシスウェーブHDに対する貸付金の一部返済により当面の運転資金を確保し、上武を含めた新たな事業展開を行うこと及び更なるコスト削減を実行することにより営業キャッシュ・フローを早期に改善し、手元流動性資金の増加を図ってまいりたいと考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株式の発行による株式数10,940株及び別件新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個（平成25年9月30日現在）に占める割合が29.01%となります。したがって、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、第三者機関であるアップル法律事務所から、本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

必要性について

以下の理由により、本第三者割当ての必要性が認められるとの意見を得ています。

当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組むことが急務であることが認められる。

そうした状況下、当社が、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図るため、当社及び当社が既に子会社化しているソアー社が有する技術力・ノウハウと親和性がある技術力・ノウハウを有する企業を子会社化し協業していくことは、当社にとって非常に有益である。そして、上武は、主要顧客であるNTTグループに対してシステム開発事業、システムエンジニアリング事業等を営んでいることから、これらの分野における上武とソアー社の技術的親和性は高く、両社が協業することにより、上武の主要顧客であるNTTグループをはじめとした顧客ニーズへの対応を向上させ、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できるといえる。また、当社は、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても両社の高い技術力とビジネス基盤を活用することにより、医用画像システムのネットワーク化等の顧客ニーズへの対応を実現し、新たな事業展開を行い、業容の拡大並びに業績の改善を図れるというシナジー効果が見込まれるものである。したがって、当社が上武を子会社化することは、当社グループの「収益基盤の確立と強化」及び「新規事業の開拓」に非常に有益なものと認められ、その判断は合理的かつ必要な判断であるといえる。

また、当社の「財務体質の改善」を図ることも急務であり、上武を子会社化するための資金調達には当社の財務体質を悪化させるものであってはならず、その点本第三者割当は、当社の財務体質改善に資するものであり、より迅速かつ確実な資金調達のために第三者割当を採用して資金調達を行うことは当社の経営基盤強化にとって必要な判断であるといえる。

以上のとおり、本第三者割当を行うことは、当社の早期の収益基盤の確立と財務体質の改善を図ることを目的とした資金用途に対する非常に有効な資金調達の機会であると考えられ、また、本第三者割当で調達した資金により上武を子会社化することは、当社グループの事業規模の拡大が期待され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと合理的に見込めるものであり、当社にとって本第三者割当は必要なものであったと認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により上武を子会社化するのに必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

相当性について

以下の理由により、本第三者割当ての相当性が認められるとの意見を得ています。

(ア) 本第三者割当の適法性について

本第三者割当による新株式の発行価額は、各割当先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月6日の東京証券取引所マザーズ市場における貴社普通株式の終値23,330円を基準に21,000円と決定された。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠している。

そして、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、発行決議の直前営業日の終値に0.9を乗じた金額を発行価額の上限とするという上記指針に準拠した条件で行われる場合、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情がない限り、当該第三者割当は、「特に有利な金額」によるものでないと一般に解釈されている。そして、本件第三者割当において、上記のような特別の事情は存在しないことから、本件増資に係る新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、本件増資は有利発行による第三者割当には該当しない。

また、本第三者割当による新株予約権の払込金額及び行使価額は、独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティングにより算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたとは疑わせる事情は認められない。

そして、本新株予約権の発行価額は1株当たり270円とされており、これはエースターコンサルティングの算定した新株予約権の公正評価額269.55円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

また、その他、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性について

上武を子会社化するのに必要な資金を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成14年3月期から継続して当期純損失を計上している当社にとっては、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調

達を行うことは困難な状況であるといえる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

また、割当予定先の選定にあたっては、当社顧問弁護士から紹介された外部の専門家であるADCC-FASから候補先の紹介を受け、紹介を受けた候補先とは面談を行い、同時に資産の調査、反社調査などを行ったうえで、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分理解をし、本第三者割当に賛同してもらえる候補先を本第三者割当の割当予定先に決定したというものであり、割当先の選定について不合理な選定が行われたと推認させる事情は見当たらない。

(ウ) 本第三者割当の発行条件の相当性について

本第三者割当の発行条件は、新株式については独立した当事者による適正な交渉の結果、定められたものであり、かつ日本証券業協会の指針に則って算定されたものといえ、その相当性が認められる。

また、本新株予約権の発行価額及び行使価額についても、当社は、アドバイザーとして任命した独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティングによる本新株予約権の評価の試算結果を参考に決定している。また、上述のとおりその他本新株予約権の諸条件についても、特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたと疑わせる事情は認められない。さらに、本新株予約権の発行価額は1株当たり270円とされており、これはエースターコンサルティングの算定した新株予約権の公正評価額269.55円を上回る発行価額で新株予約権の払込みが行われることから、この点は当社に有利な点と言える。したがって、本新株予約権の発行条件については、その相当性が認められる。

また、当社普通株式の希薄化については、本第三者割当による本新株式による新株式発行数10,940株及び本新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に対する議決権数は14,270個となり、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数49,187株の29.01%、総議決権数は49,186個の29.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになる。

しかしながら、当社グループは、上述のように継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおり、今般、当社が上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できると考えられる。これらの点を考慮すると、当社普通株式の希薄化の規模は、本第三者割当の目的及び必要性並びに当社が現状置かれている状況に照らして合理的であるものと認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

上記の点を総合的に考慮すると、本第三者割当の発行条件について、その相当性が認められる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第17期）及び四半期報告書（第18期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）までの間において以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（追加事項）

10. 大規模な第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するリスクについて

平成25年12月9日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び第三者割当による第1回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は49,186個（直前の基準日である平成25年9月30日現在）に対して、今回、第三者割当により発行される株式数10,940株及び第三者割当により発行される新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は最大で29.01%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は22.49%）となります。その結果、本新株式発行及び新株予約権発行が実行された場合、本件は大規模な第三者割当に該当するため、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）の提出日（平成25年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

I 平成25年6月28日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成25年6月26日開催の当社第17回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、池畑勝治、若尾康成、斉藤順市、山本直毅、宮嶋淳の5氏を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、稲嶺和盛、益田康雄、鼓昭雄の3氏を選任する。

第3号議案 会計監査人として、明誠監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案				(注)1	
池畑 勝治	22,369	241	0		可決(98.9%)
若尾 康成	22,379	231	0		可決(99.0%)
斉藤 順市	22,483	127	0		可決(99.4%)
山本 直毅	22,389	221	0		可決(99.0%)
宮嶋 淳	22,389	221	0		可決(99.0%)
第2号議案				(注)1	
稲嶺 和盛	22,415	195	0		可決(99.1%)
益田 康雄	22,413	197	0		可決(99.1%)
鼓 昭雄	22,415	195	0		可決(99.1%)
第3号議案				(注)2	
会計監査人選任の件	22,425	185	0		可決(99.2%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年12月2日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年12月5日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年12月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月5日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西谷富士夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的に当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リアルビジョンの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リアルビジョンが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョンの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的に当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。